「受益者負担の考え方(素案)」に対するご意見を募集しています。

- ◆応募資格
- ① 茅ヶ崎市内在住の方
- ②茅ヶ崎市内在勤・在学の方、茅ヶ崎市内で事業活動等をされている方、茅ヶ崎 市に納税されている方
- ◆実施期間 令和7年9月24日(水)~ 令和7年10月24日(金)
- ◆応募方法

この用紙を、郵便・信書便又はファクシミリで送付するか、本資料配布場所の「ご 意見募集箱」にお入れください。なお、市のホームページや携帯電話からアクセ スできる携帯版ウェブサイトからもご応募いただけます。

①郵便・信書便の送付先 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市 企画政策部

行政改革推進課 行政改革推進担当

- ②ファクシミリの送付先 0467-87-8118
- ③配布場所での提出先 この資料を配布している次の窓口の「ご意見募集箱」

市役所本庁舎5階行政改革推進課、本庁舎1階市政情報コーナー、市民活動サポートセンター、辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所、小出支所、男女共同参画推進センターいこりあ、保健所、市立病院、博物館、小和田公民館、鶴嶺公民館、松林公民館、南湖公民館、香川公民館、青少年会館、茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス、図書館

④・市ホームページ https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/ public/index.html ・(携帯版)市ホームページ http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/public/index.html



◆提出いただいたご意見の取り扱い

- ○内容ごとに整理・分類した上で、茅ヶ崎市の考え方とともに、令和7年11月頃に公表いたします。
- ○ご意見の公表の際には、ご意見の内容以外のご住所、お名前、団体名などは公表いたしません。
- ○個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ○案件と関係のない意見につきましては非公開とし、ご意見及びこれに対する茅ヶ崎市の考え方は公表いたしません。
- ○「△△ページの××について」など、できるだけ意見の対象部分を明確にしてください。

【ご意見記入欄】※この記入欄に書ききれない場合は、別紙を添付又は裏面をご利用ください。

該当ページ及び ご意見の対象部分	ご意見記入欄
【記載例】 8ページ 「(4)施設整備イメージ」について	【記載例】音楽室は専用でなく、多目的室として会議室兼用で設計をお願いしたい。

ご住所:

お名前又は団体名:

年齢(Oで囲んでください): 10 代以下 20 代 30 代 40 代 50 代 60 代 70 代以上 (茅ヶ崎市内在住でない方のみ) 勤務先、学校名、事業活動等の内容等:

※ご住所・お名前又は団体名、勤務先等(市外在住の場合のみ)のご記入をお願いいたします。ご記入のないものについては、受け付けできないことがありますのでご注意ください。

パブリックコメントにご協力いただきありがとうございました。

お問い合わせ:茅ヶ崎市 企画政策部 行政改革推進課 行政改革推進担当 電話 0467-81-7122(直通)

【ご意見記入欄】

該当ページ及びご意見の対象部分	ご意見記入欄